

# 第8回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

## 議事概要

1. 日 時 平成20年12月24日(水) 15:05～17:10
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 委員 宮本委員長、市川委員、岡原委員、小澤委員、見波委員
4. 議事概要

10月7日に開催した第7回委員会において継続審議となった案件の経営努力要件適合性について再審議を行い、その後、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社から経営努力要件適合性の認定申請を受けている下記の9件に関して、経営努力要件適合性について審議を行った。

(議事)

(審議事項)

第7回委員会からの継続審議案件(1件)

(議題1) 土石流対策工事における地元自治体との事業調整

新たな審議案件(9件)

(経営努力要件適合性の認定申請)

(議題2) 地元との協議による道路構造の変更(橋梁の一部を土工構造に変更)

(議題3) 地元との協議による交差構造物(パイプカルバート)の見直し

(議題4) 地元及び関係機関との協議による六郷ICの形式の変更

(議題5) 地元及び関係機関との協議による増穂PAの設置位置の変更

(議題6) 新名神高速道路(亀山JCT～甲賀土山IC)の早期供用

(議題7) 新名神高速道路(甲賀土山IC～草津田上IC)の早期供用

(議題8) 館山自動車道(君津IC～富津中央IC)の早期供用

(議題9) 中部横断自動車道(増穂IC～南アルプスIC)の早期供用

(議題10) 東海環状自動車道(五斗蒔PA)の早期完成

議題1について、再審議の結果、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 高速道路会社が主体的に自治体と協議、事業調整した結果、高速道路事業の費用が縮減されたことが確認できた。合わせて、自治体にもメリットがあったということが確認できた事例である。(委員)

議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ もともと橋梁延長を短くした形で計画すればよかったのではないか。(委員)
- ・ 大胆なコスト縮減の検討を踏まえた当初の計画を、機能、サービスレベル、安全性等を確保しつつ、さらに施

工方法等を工夫することによって橋長を短くし、地元協議をまとめたことについて、高速道路会社の努力が認められる。(委員)

議題3については意見が分かれたため、出席委員の多数決にて決定し、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 与条件の変化に対応して、適切な計画、設計に変更するというのは当然の責務であり、本件を助成の対象とするのはいかがなものか。(委員)
- ・ 盛土から橋梁への変更とパイプカルバートの見直しを一体として捉え、盛土の場合に必要な軟弱地盤対策工費や、近接家屋等への補償費を考慮する等、トータルコストを比較する必要があるのではないか。その結果、縮減が図られているのであれば、助成の対象としてもよいのではないか。(委員)
- ・ 当初の計画段階では想定できなかった事由により盛土を橋梁に変更した訳であって、仮に当初の計画から橋梁であったとしても、パイプカルバートとして計画するという案もあると思うので、それと比較して、コストが縮減されているということであれば、経営努力として認めてもよいのではないか。(委員)
- ・ 用・排水路に関する地元交渉というのは大変であり、こうした努力は認めてもよいのではないか。(委員)

議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ ICの形式を変更するために新たな設計費がかかっているのであれば、その設計費を含めて縮減額を算定すべきである。(委員)

議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 道の駅のトイレを共用することから、トイレの建設費等について、今後の協議によっては、高速道路側に何らかの新たな費用負担が発生する可能性があるのではないか。(委員)

本件は、設計協議完了時点での認定となるので、工事が完了した段階で、何らかの費用負担が生じていれば、それを考慮して縮減額を算定することになる。(機構)

- ・ トイレの管理費の縮減については、現協定に定める助成の対象外である。(委員)

前回までの委員会において、LCC を考慮した管理費の縮減に対する助成については、今後の委員会の検討課題としている。(事務局)

議題6～議題10について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減額の算定方法について、事務局にて整理の上、次回の委員会で議論する。(委員)
- ・ 資料中に、個人情報及び個人が特定できる内容が含まれているため、必要に応じて修正を加え、委員長の了承を得た上で公開することとしたい。(事務局)

以 上